

令和5年10月5日提出

諫早市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和5年10月27日(金) 16時30分～17時00分
場所	諫早市役所 本館4階 特別応接室
内容	<p>農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」を市長に提出します。</p> <p>この意見書は、地域の農業者が抱える課題や要望等について、農業委員会活動を通じて得られた知見に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、意見書を提出しなければならないとされており、農業委員会組織が新体制に移行した平成29年度から毎年、市長へ提出しています。</p>
問い合わせ先	諫早市農業委員会事務局 担当:増山 電話番号:0957-22-1500(内線 2260) E-mail:nogyocom@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備考 (記事解禁日等)	

「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」の概要

◎担い手への農地利用の集積・
集約化の推進について

- * 市が策定する「地域計画」における「目標地図」の素案作りのための十分な活動支援を要望。
- * 基盤整備事業の推進や担い手農家が必要な機械の充実を図るための支援を要望。
- * 干拓地等の水田地域における排水対策事業の継続・拡充を要望。

◎新規参入等に関する施策の
推進について

- * 新規就農者は初期投資の負担が多大となることから、資金援助の拡充や研修等による技術取得の支援を要望。
- * 親元就農者や小規模就農希望者が新規参入しやすい助成制度の構築や技術研修などのサポート体制など、安定した農業経営が行えるよう地域でも支える取組の推進を要望。

◎農業経営の安定化に対する
支援について1

- * ロシアのウクライナ侵攻における影響によって、燃料や肥料、飼料等の価格高騰が続き、農業経営を圧迫しており、国や市においても支援策が講じられているが、厳しい状況が続くと思われるため、年次的な物価高騰対策の継続と拡充を要望。

◎耕作放棄地の発生防止と解消
に関する施策の推進について

- * 中山間地に多く点在する小規模及び不整形地や傾斜地など条件不利地に対する農地耕作条件改善事業等の積極的な活用を要望。
- * 農地中間管理機構による遊休農地解消緊急対策事業の活用や多面的機能支払い交付金制度の充実が図られるよう要望。
- * 中小規模家族経営農家の育成支援への取り組みを求めるよう要望。

◎有害鳥獣等の対策について

- * メッシュ柵や電気柵の設置に対する補助については、利用者数の要件があるため、個別に利用が可能となるように要件の緩和を要望。
- * 干陸地などでイノシシが繁殖し増加しているため、干陸地の管理者である国や県へ、定期的に雑木を刈り取るよう働きかけを要望。

◎農業経営の安定化に対する
支援について2

- * 担い手だけで農業生産を維持することが難しくなっているため、外国人材を含め多様な人材の活用による労働力を確保するための支援や、人件費（賃金）に対しての支援を国・県に対して働きかけるよう要望。